

正儀最終処分場廃止検討及びガス観測孔設置業務委託特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

- 1 履行期限を厳守すること。
- 2 受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。

なお、市担当監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

- 3 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- 4 本作業中において疑義を生じたときは、計画機関と受注者との協議のうえ決定する。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

6 業務内容

(1) 資料収集・整理

一般廃棄物最終処分場埋立跡地（正儀最終処分場）（以下、本施設という。）の現況及び履歴を把握するため、関係資料の収集及び整理を行うものとする。なお、本施設の浸出液は、浸出液処理施設で処理を行っていることを考慮すること。現状の保有水等集排水設備に係る資料等を基に、浸出液の放流先の候補地を抽出すること。

(2) 現地踏査

既存資料との整合確認及び各種検討の基礎資料作成を目的として、本施設及び浸出液の放流先の候補地に関する現地踏査を実施し、放流を行う場合の課題等を抽出すること。

(3) 浸出液の放流先及び放流方法の検討

浸出液の放流先の確保を目的として、放流先及び放流方法の検討を行うものとする。

放流先及び放流方法の検討については、埋立廃棄物の種類、保有水等の水質の状況、浸出液の水量、放流先の種類・管理者等の把握、整備費用・維持管理費用を含めたコスト比較、今後必要となる調査等についても検討を行うこと。あわせて、廃止に向けて必要となる各種調査等及び浸出液を公共用水域へ放流する際に必要となる各種調査・手続きについても整理すること。

(4) ガス観測孔設置及び発生ガス濃度測定に係る取扱い

埋立地内部の温度及び埋立地から発生するガスの状況を把握し、廃止基準への適合性評価の基礎資料とするため、ガス観測孔の設置を行うこと。ガス観測孔の設置に際しては、保有水等集排水設備、遮水構造等の既存最終処分場構造物を損傷させないように留意すること。なお、本業務において設置するガス観測孔については、設置までを対象とし、当該観測孔を用いた発生ガスの測

定（埋立地内部温度の測定、発生ガス濃度等の測定）は本業務の対象外とする。

(5) 本施設廃止後の環境モニタリング等の検討

本施設の廃止後の管理計画を立案する目的で、本施設の廃止後の浸出液に係る水質調査頻度及び項目、並びに発生ガスの測定頻度及び項目（以下、「環境モニタリング等」という。）の検討を行うものとする。本施設の廃止後は浸出液を公共用水域へ放流することを基本に検討を行うこととし、環境モニタリング等の要・不要も含めて検討すること。なお、本施設の廃止後に環境モニタリング等が必要と結論付けられた場合の環境測定等は本業務の対象外とする。

(6) 保有水等の水質分析業務に係る取扱い

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」において、保有水等の水質を項目ごとに定められた頻度にて2年以上にわたり水質検査を行う必要があるとされているが、採水及び水質分析業務については本業務の対象外とする。

(7) ダイオキシン類の取扱い

保有水等のダイオキシン類測定については、廃止の評価に必要な指標の一つとして位置付けるものとし、「年2回×2年間」を基本に検討を行うこと。なお、ダイオキシン類に係る採水及び水質分析については、本業務の対象外とする。

(8) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間1回、最終の計3回とする。

7 納入成果品

受注者は、下記の成果品を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ発注者と内容について協議、精査されたものとする。また、納入の際は、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。

(1) 正儀最終処分場廃止検討及びガス観測孔設置業務委託

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 基本検討書 | 1 部 |
| ② 最終処分場廃止に向けての計画書 | 1 部 |
| ③ 最終処分場の廃止後の管理計画書 | 1 部 |
| ④ 概算費用内訳書 | 1 部 |
| ⑤ 上記成果品電子データ | 1 部 |

(2) 打合わせ議事録(A4版) 1 部

(3) 収集資料及びその他指示するもの 1 部

8 各種図面のファイル化について

(1) 各種図面（平面図、縦断図、標準断面図、横断面図、構造図、用地図（公図含む）等）は電子ファイル化して提出のこと。

(2) 受注者がCADソフトを利用する場合は以下によること。

1) 使用のCADソフト名及びそのバージョンを記載して提出のこと。

2) CADソフトはSXFレベル2に対応しているものを使用すること。（可能な範囲）

(3) 記録媒体は、CD-Rの使用を原則とするが、他の記録媒体による場合は監督員と協議すること。

(4) 記録媒体のフォーマット形式については監督員と協議すること。

(5) 提出する記録ファイルについて、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。(格納された全てのファイルについて実施)

- 1) 市場性のある(シェアの高い)ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて(チェック前に最新データを取り込んだ後)ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。
- 2) ウイルスチェックしたソフト名及びその日付、ウイルスチェック者の氏名を別途記載し提出すること。

9 設計にあたっては、受注者の創意工夫や技術力を発揮し、以下のものとなるよう最大限努めること。

- (1) 建設されたものが良品質であること。
- (2) 低コストで建設できること。
- (3) 高耐久性であること。
- (4) 建設後の維持管理費が低廉であること。
- (5) 解体コストが低廉であること。
- (6) 解体時にリサイクルが容易であること。
- (7) 安全性が高いこと
- (8) バリアフリー、ユニバーサルデザインの検討を行い、その結果を設計に反映すること。

10 岡山市のコスト縮減対策について、下記の事項を熟知した上、検討すること。

- (1) 「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」を熟知し、具体策を検討すること。
- (2) 以下について検討すること。

- ① 工事コスト構造の改善
 - ② 事業便益の早期発現
 - ③ 工事に伴う環境負荷の低減
 - ④ 工事に伴う通行規制の改善
 - ⑤ ライフサイクルコスト(将来の維持管理費等の縮減)構造の改善
- ※上記は「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」に記載している
なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004446.html>

11 インハウスVEの実施について

本業務では、インハウスVEを実施することとするが、構造改善プログラム内(別表1)新行動計画(改訂版)の見直しの「インハウスVEの実施」に基づき実施すること。

なお、その記録は「インハウスVE記録(コンサルタント記載用)」で提出すること。

12 数量のとりまとめについて(国土交通省に係る委託の場合)

本委託における数量のとりまとめは、国土交通省が定めた工事工種体系に沿った数量集計の様式「土木工事数量集計表様式(案)」によって行い提出のこと。

なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

1.3 委託業務チェックリストの実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html>

1.4 建設副産物について

受注者は、建設副産物について、以下のことを念頭において設計にあたること。

- (1) 建設副産物が発生しない設計（現場内利用・現場内改良）
- (2) 資材については、経済性を考慮しながら再生材を使用することを原則とする。
- (3) 検討の結果として別添のリサイクル計画書を作成すること。

1.5 関係機関との協議に必要な資料を作成すること。

1.6 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

1.7 岡山市景観デザイン指針に基づく検討について

本業務は、「岡山市景観デザイン指針」に基づき、周辺的环境や事業の目的等を踏まえ、良好な景観形成が図られるよう適正に設計を行う。なお、景観デザインチェックシートの作成を要する場合は、監督員と十分協議の上、作成すること。

【参考】「公共事業のための岡山市景観デザイン指針」

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012360.html>

1.8 使用する技術基準等

受注者は、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書第1201条に定める最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。

1.9 再委託について

本業務において主たる部分については、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2.0 現場打ち鉄筋コンクリート構造物のスランプ標準値について

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本と

するが、一般的な鉄筋コンクリート構造物（コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工は除く。）におけるスランプ標準値は12cmとすること。

2.1 機械式鉄筋継手工法を使用する場合について

機械式鉄筋継手工法を使用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を基本とする。なお、重ね継手、ガス圧接継手を否定するものではなく、経済性や構造物の条件により使い分けること。

2.2 ウィークリースタンスの推進

(1) 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後5時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
- ⑨ その他、任意に設定。

(2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

(3) 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>